

J C M A S

G003-1

建設業務用 I C カード - データ記録 -
第 1 部 : 表記方法

J C M A S G 0 0 3 - 1 : 1 9 9 7

平成 9 年 3 月 2 5 日 制定

(社) 日本建設機械化協会標準化会議 審議

建設業務用 I Cカード — データ記録 —

第 1 部 : 表記方法

Construction industry - Integrated circuit cards - Data recording - Part 1 : Description

1. 適用範囲 この規格は、建設現場で利用される、建設業務用 I Cカード上に記録されるデータの表記方法について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年(又は発行年)を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年(又は発行年)を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む)を適用する。

JIS X0303 性別コード

JIS X0304 国名コード

JIS X0401 都道府県コード

JCMAS G001-1 建設業務用 I Cカード—第 1 部 : 物理仕様

JCMAS G001-2 建設業務用 I Cカード—第 2 部 : 機能仕様

JCMAS G003-2 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 2 部 : 職種コード

JCMAS G003-3 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 3 部 : 建設資格技能コード

JCMAS G003-4 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 4 部 : 建設選任・指名コード

JCMAS G003-5 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 5 部 : 建設血液型コード

JCMAS G003-6 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 6 部 : 建設特殊健康診断コード

JCMAS G003-7 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 7 部 : 建設業種コード

JCMAS G003-8 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 8 部 : 建設技能講習・特別教育コード

JCMAS G003-9 (1) 建設業務用 I Cカード—データ記録—第 9 部 : 建設機械コード

注 (1) 今後発行予定

3. 表記方法 建設業務用 I Cカードに記録する情報について、次の二通りの表記方法を用いる。

3.1 フラグ データ値を 2 値で判断可能なものについては、フラグを用いる。

3.2 コード データ値が 2 値を超えるものはコードを用いる。コード化に当っては、コード値を規定するもの、並びに各コードの種類、及び構成を規定するものに分かれる。

4. 表記項目

4.1 コード コードを規定するデータは次の通りとする。

4.1.1 建設職種コード JCMAS G003-2 に規定する職種コードを用いる。

4.1.2 建設資格技能コード JCMAS G003-3 に規定する資格技能コードを用いる。

4.1.3 建設選任・指名コード JCMAS G003-4 に規定する選任・指名コードを用いる。

4.1.4 建設性別コード JIS X0303 に規定する性別コードを用いる。

- 4.1.5 建設国名コード JIS X0304 に規定する国名コードの内、3文字コードを用いる。
- 4.1.6 建設都道府県コード JIS X0401 に規定する都道府県コードを用いる。
- 4.1.7 建設血液型コード JCMAS G003-5 に規定する血液型コードを用いる。
- 4.1.8 建設特殊健康診断コード JCMAS G003-6 に規定する特殊健康診断コードを用いる。
- 4.1.9 建設業種コード JCMAS G003-7 に規定する業種コードを用いる。
- 4.1.10 建設技能講習・特別教育コード JCMAS G003-8 に規定する技能講習・特別教育コードを用いる。
- 4.1.11 建設機械コード JCMAS G003-9 に規定する機械コードを用いる。
- 4.1.12 所持者 5. に規定する所持者IDを用いる。
- 4.1.13 会社コード 6. に規定する会社コードを用いる。
- 4.1.14 工事コード 7. に規定する工事コードを用いる。
- 4.2 フラグ フラグを使うデータは、以下の通りとする。
- 4.2.1 建退共フラグ 8. に規定する建退共（建設業退職金共済制度）フラグを用いる。
- 4.2.2 職位フラグ 9. に規定する職位フラグを用いる。
- 4.2.3 一人親方フラグ 10. に規定する一人親方フラグを用いる。

5. 所持者ID 建設業務用ICカードを所持する者を識別するためのIDのコードの種類及び構成は、次による。

5.1 コードの種類 コードは、次の4種類とする。

大分類コード ICカードの発行業務を行う発行所の所属都道府県コードで、JIS X0401 に規定する。

中分類コード ICカード発行場所の識別コードで、別途規定する。

小分類コード 各発行場所に設置された発行機器ユニットコードで、別途規定する。

細分類コード 発行されたICカードの所持者を特定するために、発行所が与えるID番号コード。

5.2 コードの構成 発行主体コードは、大分類として2けたのアラビア数字からなるJIS X0401 に規定する都道府県コード、中分類として2けたのアラビア数字または英文字からなる建設業務用ICカード発行場所コード、および小分類コードとして、1けたのアラビア数字または英文字からなるカード発行機器ユニットコードからなり、所持者を特定するため、細分類として7けたのID番号コードを付加する。

例： 0 1 0 1 1 0 0 0 0 0 1
 └─大─┘ └─中─┘ └─小─┘ └──────────┘
 北海道 発行場所1 ユニット1 ID番号1
 (都道府県) (発行場所) (機器) (登録番号)

備考 大は大分類コード、中は中分類、小は小分類コード、細は細分類コードを表す。

6. 会社コード 建設業務用ICカードを所持する者が所属する会社を識別するためのコードの種類及び構成は、次による。

6.1 コードの種類 コードは、次の2種類とする。

大分類コード

小分類コード

6.2 コードの構成 会社コードは、建設大臣許可または都道府県知事許可による建設業許可番号を使用する。

大分類として、建設大臣・知事コードは2桁とし、JIS X0401 に規定する都道府県コードを基本に表1に

示す。

小分類として、許可番号は6けたのアラビア数字を使用し、各会社が許可を受けている番号とする。

例：

	N		N		NNNNNN
		大			小
		0			××××××
		0			××××××
		大			小

建設大臣免許 X X建設
(建設業許可用 (許可番号)
大臣・知事コード)

備考 Nはアラビア数字を表す。

大は大分類コード、小は小分類コードを表す。

表1 建設業許可大臣／知事コード

コード	大臣・知事名	コード	大臣・知事名	コード	大臣・知事名	
00	建設大臣	24	三重県知事	80	北海道 知事 支庁	
01	-----	25	滋賀県知事	81		石狩支庁
02	青森県知事	26	京都府知事	82		渡島支庁
03	岩手県知事	27	大阪府知事	83		檜山支庁
04	宮城県知事	28	兵庫県知事	84		後志支庁
05	秋田県知事	29	奈良県知事	85		空知支庁
06	山形県知事	30	和歌山県知事	86		上川支庁
07	福島県知事	31	鳥取県知事	87		留萌支庁
08	茨城県知事	32	島根県知事	88		宗谷支庁
09	栃木県知事	33	岡山県知事	89		網走支庁
10	群馬県知事	34	広島県知事	90		胆振支庁
11	埼玉県知事	35	山口県知事	91		日高支庁
12	千葉県知事	36	徳島県知事	92		十勝支庁
13	東京都知事	37	香川県知事	93		釧路支庁
14	神奈川県知事	38	愛媛県知事		根室支庁	
15	新潟県知事	39	高知県知事			
16	富山県知事	40	福岡県知事			
17	石川県知事	41	佐賀県知事			
18	福井県知事	42	長崎県知事			
19	山梨県知事	43	熊本県知事			
20	長野県知事	44	大分県知事			
21	岐阜県知事	45	宮崎県知事			
22	静岡県知事	46	鹿児島県知事			
23	愛知県知事	47	沖縄県知事			

7. 工事コード 建設ICカードを所持する者が従事している建設現場の工事を識別するためのコードの種類及び構成は、次による。

7.1 コードの種類 コードは、次の2種類とする。

大分類コード

小分類コード

7.2 コードの構成 工事コードは、建設会社ごとに使用している独自の工事コードを使用する。

コードは、総計20けたとし、アラビア数字または英文字を使用して左詰めとする。なお、工事コードのユニーク性を保持するため、先頭の8けたを大分類コードとして、6. に示す会社コードを用い、小分類コードとして、12けたの工事コードを、左詰めとする。

NNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN
大	小

例

00XXXXXXXX	09500001
大	小

XX建設の例

1995年度00001番目の工事

備考 Nはアラビア数字または英文字を表す。

8. 建退共フラグ 建設業務用ICカードを所持する者が、建設業退職金共済制度に加入しているかどうかを識別するためのフラグ値を1けたの英文字を用いて、次のように規定する。

Y 建退共に加入

N 建退共に未加入

9. 職位フラグ 建設業務用ICカードを所持する者が、職長か否かを識別するためのフラグ値を1けたの英文字を用いて、次のように規定する。

Y 職長である

N 職長でない

10. 一人親方フラグ 建設業務用ICカードを所持する者が、一人親方かどうかを識別するためのフラグ値を1けたの英文字を用いて、次のように規定する。

Y 一人親方である

N 一人親方でない

建設業務用 IC カード — データ記録 —

第 1 部 : 表記方法解説

1. 制定の趣旨 建設業において建設業務用 IC カードなどの情報記録媒体が用いられるに当って、主要な情報をコード化することで、総合建設業及び専門建設業の利便性を確保することが可能となる。特に、建設業従事者が利用する IC カードに記載される情報が、建設業界で共通して活用できるように、データをコード化することにより整備する事が望まれてきた。この建設業務用 IC カードの記録データの表記方法を規格化することは、データの簡素化、体系化に寄与し、システムの高速度化や、容量の合理化、入力作業の軽減、誤記入・誤入力防止等の処理効率の向上をもたらすことができる。また、建設業における広範囲な情報記録媒体の利用の為に、主要な項目の共通コード化を通じ、運営主体相互の互換性が確保されている必要があり、その意味でも、記録データに関してコード化が必要とされた。

2. 制定の経緯 1992年7月から1995年3月末迄実施された官民連帯共同研究「ICカードによる施工情報システムの開発」において、上記の趣旨に基づき、工事事務情報システムと称して、作業所へ出入りする建設業従事者（元請け社員、専門工事業者、設計・監理会社社員など）の通門・所在・工事安全などの工事事務の合理化を目指す研究が行われ、「ICカードによる施工情報システムの開発」報告書—その2—標準仕様（案）としてまとめられた。その後、1995年4月から今日まで、（社）日本建設機械化協会の「建設工事情報化委員会・情報共通化分科会」において、各コード化項目ごとに、コード化のメリット、既存規格の有無、適用業務の種類（具体的な使用・管理目的）およびコードの寿命（改廃・修正の予定など）について、再度検討した結果、他に規格化の先例が無く、建設業務用 IC カードシステム運用上必要と思われる項目を抽出した。

3. 制定審議の概要 情報共通化分科会においては、コード化項目の利用が IC カードに限定されるか否かについて、各々の項目について審議した結果、所持者 ID、工事コード、建退共フラグ、職位フラグ、一人親方フラグについては、IC カード記録に限定されるものとし、会社コード、職種コード、資格技能コード、選任・指名コード、血液型コード、特殊健康診断コード、業種コード、技能講習・特別教育コード、機械コードについては、IC カードに限定する必要はなく、建設現場に広く利用されることが望ましいとされた。従ってこの2種類を区別して規格化することとした。

なお、IC カードに記録する、性別コード、国名コード、都道府県コード、及び年月表示コードについては、すでに J I S コードが制定されているのでこれに準拠することとした。

また、会社コードに用いた、建設業許可大臣・知事コードは、財団法人 日本建設情報総合センターの工事实績入力システム CORINS に用いられているコードを採用した。

以上

原案作成委員会名簿（建設情報化委員会情報共有化分科会）

分科会長	畑 久仁昭	東亜建設工業情報システム部システム I 課長
分科会委員	尾崎 博史	日工(株)技術企画室次長
分科会委員	川原 正三	(株)大本組東京支店土木部課長
分科会委員	五十嵐善一	(株)奥村組電算センタ数値解析・制御グループ 副課長
分科会委員	岩崎 光輝	鹿島建設(株)建設総事業本部安全環境部部長
分科会委員	植松 健	佐藤工業(株)情報システムセンタ技術システム部長
分科会委員	伊藤 耕一	戸田建設(株)土木工事技術部主査
分科会委員	信濃 義朗	昌栄印刷(株)新製品販売推進部係長
規格検討小委員長	吉田 正	建設省土木研究所機械研究室長
幹事	藤野 健一	建設省土木研究所機械研究室